

(公財) 日本リウマチ財団

登録理学療法士・作業療法士制度を発足

2019年度の登録申請を2019年2月1日より4月30日まで受け付けを行い、資格審査後5月1日付けで登録理学療法士・作業療法士第1号誕生予定です。

(制度の目的)

リウマチ性疾患のリハビリテーションに精通した理学療法士・作業療法士を育成し、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師、リウマチ財団登録薬剤師等と連携・協働して、リウマチ性疾患にかかる医療技術の進歩、医療水準の向上を図り、よりよい医療を提供するため、リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士制度を発足いたします。

(制度の対象となる理学療法士・作業療法士)

1. 医療機関等において、リウマチ性疾患のリハビリテーションに従事している理学療法士・作業療法士
2. 理学療法士・作業療法士の資格をもつ教育機関の教員
3. 保健所、保健センター及び地域包括支援センター、介護保険施設等に勤務する理学療法士・作業療法士

(登録理学療法士・作業療法士の資格)

1. 直近5年間において、通算1年以上リウマチ性疾患のリハビリテーションに従事している理学療法士・作業療法士で、直近の5年間において、次の各号の要件を満たす者

- (1) リウマチ性疾患の理学療法・作業療法指導患者名簿10例（関節リウマチ症例を含むことが望ましい）を有すること。
- (2) リウマチ性疾患の理学療法・作業療法指導患者名簿のうち、5例（関節リウマチ症例を含むことが望ましい）については、リウマチ性疾患リハビリテーション指導記録の記載を有すること。
- (3) 財団が主催し又は認定する教育研修会に出席し、20単位以上を取得した証明書を有すること。

※2023年4月30日までは過渡的期間として、20単位以上の取得に替えて、財団主催、認定の教育研修会、その他リウマチ性疾患に関わる研修会参加（発表）が3回あればよい。受講票、出張命令、復命書、出席者名簿など参加を証明できる資料を有すること。

2. 直近5年間において、理学療法士・作業療法士の資格をもつ教育機関の教員で、次の各号の要件を満たす者

(1) 引き続き3年間のリウマチ性疾患のリハビリに関する講義、セミナー、演習、臨地実習等の指導時間の合計単位（学校教育による履修単位）3単位でもって要件に充てる。

(2) 財団が主催し又は認定する教育研修会に出席し、20単位以上取得した証明書を有すること。

※2023年4月30日までは過渡的期間として、20単位以上の取得に替えて、財団主催、認定の教育研修会、その他リウマチ性疾患に関わる研修会参加(発表)が3回あればよい。受講票、出張命令、復命書、出席者名簿など参加を証明できる資料を有すること。

3. 直近5年間において、保健所、保健センター及び地域包括支援センター、介護保険施設等に勤務する理学療法士・作業療法士で、次の各号の要件を満たす者

(1) リウマチ性疾患患者・家族へのリハビリの相談、保健指導、講演等、あるいはリウマチ性疾患患者・家族へのリハビリ指導等の10事例（関節リウマチ症例を含むことが望ましい）の名簿を有し、そのうち5事例の相談・指導・講演等を有すること。

(2) 財団が主催し又は認定する教育研修会に出席し、20単位以上取得した証明書を有すること。

※2023年4月30日までは過渡的期間として、20単位以上の取得に替えて、財団主催、認定の教育研修会、その他リウマチ性疾患に関わる研修会参加(発表)が3回あればよい。受講票、出張命令、復命書、出席者名簿など参加を証明できる資料を有すること。

(財団主催等研修会の開催について)

1. リウマチ月間リウマチ講演会 日 時：2019年6月23日（日） 場 所：大手町サンケイプラザ ※ プログラムは作成次第ホームページに掲載 ※ 教育研修会参加実績1回に相当（経過措置用）
2. リウマチの治療とケア教育研修会 全国6地区で開催 ※ 財団ホームページ参照 ※ プログラムは作成次第ホームページに掲載 ※ 教育研修会参加実績1回に相当（経過措置用）
3. その他財団認定研修会 ※ 財団ホームページ参照 随時掲載 ※ 教育研修会参加実績1回に相当（経過措置用）